省　令

○総務省令第八十九号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行に伴い、有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ヌ中「第二十八条」を「第十一条」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「第三十条」を「第十三条」に改める。

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

○総務省令第九十号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行に伴い、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二十八号中「第二十八条」を「第十一条」に改める。

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

告　示

○法務省告示第三百五十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年九月二十六日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称及び住所

兵庫県司法書士会

兵庫県神戸市中央区楠町二丁目二番三号

認証年月日

平成二十五年九月三日

○文部科学省告示第百三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年九月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

上　欄	下　欄			
無形文化財	保　持　者			
名　称	氏　名	芸名・雅号	生　年　月　日	住　所
芸能の部				
長唄三味線	中川　昇一	今藤政太郎	昭和十年十月十日	東京都渋谷区上原三―四二―九

○文部科学省告示第百三十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加認定したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年九月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

上　欄	下　欄			
重要無形文化財	保　持　者			
名　称	氏　名	芸名・雅号	生　年　月　日	住　所
芸能の部				
清元節三味線	松原清之介	清元　梅吉	昭和七年八月七日	東京都江東区有明一―四―一二―三一二〇
工芸技術の部				
白磁	前田　昭博		昭和二十九年五月一日	鳥取県鳥取市河原町本鹿二八二
蒟醤	山下　義人		昭和二十六年九月二十一日	香川県高松市神在川窪町三九一―二

○農林水産省告示第二千四百六十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録認定機関から登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号

平成十八年三月十日　第二十九号

二　登録認定機関の名称及び住所

財団法人大日本蚕糸会　東京都千代田区有楽町一丁目九番四号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生糸

四　登録の有効期間満了日

平成二十六年三月九日

○農林水産省告示第二千四百六十七号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十五年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年九月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）	キセキＳＦ195	213013	井関農機株式会社
〃	キセキＳＦ407	213014	井関農機株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。